

判決年月日	平成23年10月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10093号		
○本願商標と引用商標とは、外観において相違し、観念及び称呼が類似するとまではいえず、取引の実情等を考慮しても、本願商標がその指定商品ないし指定役務に使用された場合に、引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれがあるとはいえないとして、本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した事例。			

（関連条文）商標法4条1項11号

原告は、下記商標（本願商標）について、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、同査定に対する不服の審判を請求した。特許庁は、本願商標は、「PAG」の欧文字を横書きしてなる商標（引用商標）と類似し、商標法4条1項11号に該当するとして、上記不服審判の不成立の審決をした。本件は、原告が、同審決の取消しを求めた事案である。



本判決は、下記のとおり判示し、本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した。

すなわち、本願商標は、その外観は、全体として、まとまりのある一体的な図形として描かれていること、上段の「PAG」の欧文字及び「！」の符号は、独特の字体が用いられていること、上段の「PAG」の文字は、下段の「Point AD Game」の頭文字であることが想起されること、足跡状の図形がオレンジ色に塗りつぶされ、アクセントをつけていること等の特徴があるのに対し、引用商標は、「PAG」の欧文字を横書きしたものであり、両商標は、外観において、相違する。また、本願商標は、「ピーエージー、ポイントエーデーゲーム」、「ピーエージー、ポイントアドゲーム」、「パグ、ポイントエーデーゲーム」、「パグ、ポイントアドゲーム」、「ピーエージー」など、さまざまな称呼が生じる余地があるのに対して、引用商標は、何らの観念も生じず、確定的な称呼が生じるとはいいがたいことに照らすと、両商標は、称呼において、類似するとはいえない。さらに、本願商標は、「Point AD Game」の文字部分からは、何らかの点数や広告等に関連するゲームないしゲーム機を連想させる余地があり、図形部分からは、動物の足跡と連想させる余地があるのに対し、引用商標は、何らの観念を生じないから、両商標は、観念において、類似するとはいえない。そして、引用商標権者は、少なくとも不使用取消審決に係る審判請求の予告登録の3年前から、同審判請求に係る指定商品に関しては、引用商標を使用していなかったことが推認され、その他の取引の実情等に照らしても、本願商標がその指定商品ないし指定役務に使用された場合に、引用商標との間

で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるような事情は認められない。

以上によれば，本願商標と引用商標とは外観において相違し，観念及び称呼が類似するとまではいえず，取引の実情等を考慮しても，本願商標がその指定商品ないし指定役務に使用された場合に，引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれはないから，両商標は，類似しない。